

# 煙の流出防止にかかる技術的基準(案)

平成30年12月11日

第11回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会  
たばこの健康影響評価専門委員会

資料3

## 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準 (案)

○ 喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。

① 入口における室外から室内への風速が0.2 m/秒以上であること

※ 入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。

② 壁、天井等によって区画されていること

③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※ 1 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能

※ 2 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする